

皆野町過疎地域持続的発展計画

(令和4年度～令和7年度)

埼玉県秩父郡皆野町

目 次

1 基本的な事項	1
(1)町の概況	
(2)人口及び産業の推移と動向	
(3)行財政の状況	
(4)地域の持続的発展の基本方針	
(5)地域の持続的発展のための基本目標	
(6)計画の達成状況の評価に関する事項	
(7)計画期間	
(8)公共施設等総合管理計画との整合	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1)現況と問題点	
(2)その対策	
(3)事業計画	
(4)公共施設等総合管理計画等との整合	
3 産業の振興	14
(1)現況と問題点	
(2)その対策	
(3)事業計画	
(4)産業振興促進事項	
(5)公共施設等総合管理計画等との整合	
4 地域における情報化	19
(1)現況と問題点	
(2)その対策	

(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
6 生活環境の整備	25
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進	29
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8 医療の確保	33
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9 教育の振興	34
(1) 現況と問題点	

(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10 集落の整備	38
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11 地域文化の振興	39
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	41
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 事業計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
事業計画(令和4年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	44

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 市町村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 位置、地勢

本町は、埼玉県の西北、秩父郡の東北に位置し、東経 139 度 5 分、北緯 36 度 4 分で、東は東秩父村に、北は長瀨町と本庄市に、南・西は秩父市にそれぞれ接しています。

標高は、町の中心街で海拔 160m、最も高い城峯山頂で 1,038m です。

町の面積は 63.74 km²、その大部分は林野で占められており、中央の部分にある約 25%の平坦地が町の中心を形成し、蓑山、大霧山、皇鈴山、登谷山、宝登山、城峯山、破風山、の 500～1,000m 余の山々に囲まれています。

町の中央を東に流れる荒川に、支流の赤平川、日野沢川、三沢川が注ぎ、遠く利根川へ注ぐ小山川が北の一角を北へ流れています。

② 歴史

天正 18 年（1590 年）以来徳川氏の領地となっていましたが、王政復古とともに忍藩知事の支配に入り、廃藩置県となり入間県に転じ、明治 9 年埼玉県の管轄となりました。

昭和 3 年、町制を施行し、昭和 18 年に近隣 5 か村と白鳥村の一部とで合併し美野町となりましたが、昭和 21 年に解体して 1 町 5 か村に分離しました。

昭和 30 年 3 月 1 日皆野町、国神村、金沢村、日野沢村が合併して皆野町となり、昭和 32 年 3 月 31 日に三沢村を編入合併して現在に至っています。

③ 社会的条件

主要道路は、一般国道 140 号と主要地方道 5 路線、一般県道 5 路線があり、平成 13 年 3 月に開通した皆野寄居有料道路によって交通が便利になりました。公共交通機関では、町営バス 2 路線、民間バス 1 路線が運行され、秩父鉄道に接続しています。

④ 経済的条件

令和元年度の市町村民経済計算によると 1 人当たりの町民所得は 2,153 千円であり、県平均の 3,035 千円に対して 70.9%の所得となっており、格差がある状況です。

第 1 次産業は、ぶどうを中心とする観光農園と露地野菜を主とした農林

産物直売などの農業が経営の基盤となっています。

しかし、農林業経営者の高齢化や後継者不足などにより、経営体数が減少していることから新規農林業従事者支援を行うとともに、付加価値のある高単価農作物や高需要で希少性のある作物の栽培、加工品開発による農家の収入増加に取り組んでいます。

第 2 次産業は商工業が主で、地理的条件などから郡北部地区商圏圏の中心です。工業は精密機械製造業が中心であり、町の経済、雇用を支えています。新規工場誘致などについては、地理的条件から工業団地の造成などは困難な状況です。

第 3 次産業は企業型小売店の進出により、個人商店の店舗数の減少が続いています。観光は、年間約 50 万人の入込観光客があり、美の山公園や秩父華厳の滝、天空のポピーなど豊かな自然を生かした観光スポットや日帰り温泉施設、道の駅などの観光施設の利用がありますが、日帰り観光客が大部分を占めている傾向にあります。

イ 過疎の状況

本町の人口は昭和 35 年から昭和 50 年にかけて急激な減少がありましたが、昭和 50 年以降はその人口を維持していました。しかし、平成 2 年以降は再び減少傾向に転じて、その後は減少の一途をたどっています。

進学や雇用の機会を求めて、大都市圏へ若い世代が転出することの社会減に加え、出生数から死亡数を差し引いた自然増減においてもマイナスとなっており、出生数の大幅な増加も見込めないため、引き続きこの減少傾向は続くものと予測されます。

ウ 社会的・経済的発展の方向

本町の産業は商工業が主で精密機械製造業が中心ですが、若者の転出による人手不足が深刻な問題となっており対策が必要です。事業の継続を支援するとともに、多様化する業種や働き方に対する環境整備が必要です。

農林業は、農林業経営者の高齢化や後継者不足などにより、経営体数が減少傾向にあります。農林業の発展には、担い手となる農林業従事者や新規就農者への支援とともに、付加価値の高い農林業を育成する必要があります。

観光は、豊かな自然を生かした観光資源が多くありますが、地理的・季節的に点在しており、町単独で観光客のニーズを満たすことは難しい状況です。公共交通の整備とともに市町村の枠を超えて観光資源をつなぎ補完し合う観光パッケージの開発が必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による本町の人口は、平成2年12,571人であったものが、平成12年12,199人、平成22年10,888人、平成27年10,133人、令和2年9,302人となり、平成2年から令和2年までの30年間で3,269人減少し、減少率は26.0%となっています。

特に、平成27年から令和2年の5年間は831人減少と減少率は高くなっており、今後その傾向は続くものと見込まれます。

次に、年齢階層別人口の推移では、0歳から14歳の年少人口は、平成2年から令和2年までの30年間で1,410人が減少し減少率60.1%と大幅に減少しています。

また、15歳から64歳の生産年齢人口についても平成2年以降減少を続け、令和2年までの30年間で3,388人減少し、減少率は41.6%になっています。

若年世代の都市部などへの流出や非婚化などによる出生数の減少、団塊の世代を中心とした高齢化に伴い、少子高齢化の傾向は、今後も続くものと見込まれます。

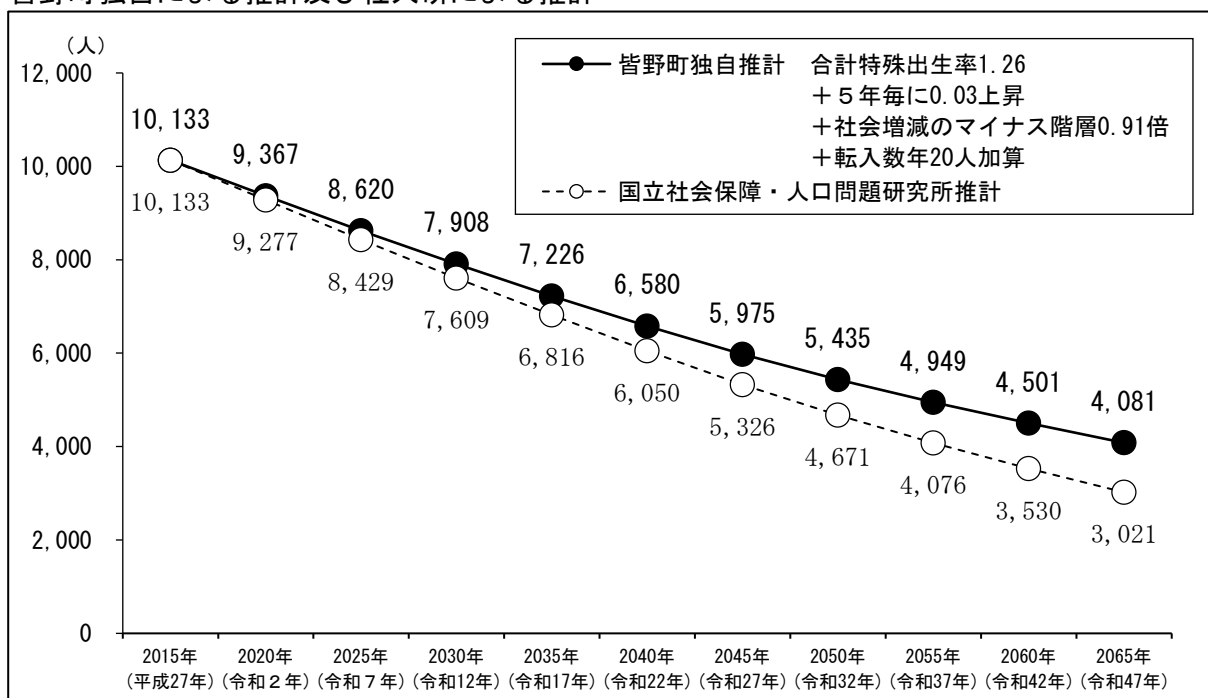
表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,571	% -	人 12,602	% 0.2	人 12,199	% -3.2	人 11,518	% -5.6
0歳~14歳	2,346	-	2,019	-13.9	1,728	-14.4	1,442	-16.6
15歳~64歳	8,144	-	8,048	-1.2	7,595	-5.6	7,032	-7.4
うち 15歳~ 29歳(a)	2,239	-	2,293	2.4	2,138	-6.8	1,659	-22.4
65歳以上 (b)	2,081	-	2,535	21.8	2,876	13.5	3,044	5.8
(a)/総数 若年者比率	% 17.8	-	% 18.2	-	% 17.5	-	% 14.4	-
(b)/総数 高齢者比率	% 16.6	-	% 20.1	-	% 23.6	-	% 26.4	-

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 10,888	% -5.5	人 10,133	% -6.9	人 9,302	% -8.2
0 歳～14 歳	1,321	-8.4	1,144	-13.4	936	-11.8
15 歳～64 歳	6,387	-9.2	5,538	-13.3	4,756	-14.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,375	-17.1	1,143	-16.9	1,009	-11.7
65 歳以上 (b)	3,179	4.4	3,442	8.3	3,578	4.0
(a)/総数 若年者比率	% 12.6	-	% 11.3	-	% 10.8	-
(b)/総数 高齢者比率	% 29.2	-	% 34.0	-	% 38.5	-

表 1-1 (2) 人口の見通し (人口ビジョン)

皆野町独自による推計及び社人研による推計



イ 産業の推移と動向

本町の就業人口は平成 2 年に 6,291 人であったものが、令和 2 年には 4,367 人と 30.6%減少しています。

産業別に見ると、平成 2 年に就業者の 9.3%が従事していた第 1 次産業の就業者は減少を続け、令和 2 年には 4.0%にまで減少しています。

第 2 次産業は平成 2 年に 43.5%でしたが、緩やかな減少傾向で、令和 2 年には 32.7%となっています。

第 3 次産業は平成 2 年に 47.0%であったものが、平成 17 年には 59.7%、平成 27 年には 62.3%、令和 2 年には 63.2%にまで増加しています。

新たな企業の進出など、著しい状況変化も見込めない状況であり、産業別就業者の割合は、今後もあまり変化なく推移するものと思われます。農林業については、高度経済成長以降、産業構造など社会経済情勢の変革による担い手の激減期を経て、近年は高齢化や人口減少などに伴う減少が続いています。しかし、現在までに新規就農者対策、農産物の付加価値の向上など諸事業が実施されたことにより、特産品の生産振興や販路の拡大が図られています。

第 2 次、第 3 次産業については、雇用環境の緩やかな改善が見られる中で、既存企業の振興・定着に関する支援などを図ることにより安定的な就業の場や担い手の確保など、安心できる雇用環境の創出を推進します。空き施設の活用による企業・事業者に対する誘致の推進や観光拠点整備、広域的連携による観光事業を引き続き推進することにより雇用の拡大へとつなげます。

表 1-1 (3) 産業の推移 (国勢調査)

区分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,291	% —	人 6,335	% 0.7	人 5,848	% -7.7	人 5,524	% 5.5
第一次産業 就業人口比率	9.3%	—	7.4%	—	5.3%	—	5.1%	—
第二次産業 就業人口比率	43.5%	—	40.3%	—	39.4%	—	35.2%	—
第三次産業 就業人口比率	47.0%	—	52.3%	—	55.1%	—	59.7%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,089	% -8.0	人 4,759	% -6.3	人 4,367	% -8.2
第一次産業 就業人口比率	4.0%	—	4.0%	—	4.0%	—
第二次産業 就業人口比率	33.4%	—	33.0%	—	32.7%	—
第三次産業 就業人口比率	62.6%	—	62.3%	—	63.3%	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町の令和 4 年 4 月 1 日現在の行政機構は、役場庁舎には総務課、みらい創造課、町民生活課、福祉課、健康こども課、税務課、産業観光課、建設課、会計課、議会事務局が置かれ、皆野町文化会館には教育委員会事務局が置かれています。

また、皆野中学校、皆野小学校、皆野幼稚園、公民館、勤労福祉センター、学校給食センターに職員を配置しています。

職員数は 93 人で、多様化・複雑化する行政需要へ対応するため、職員の計画的な定数管理、専門知識を有する職員の育成などにより、組織の活性化を推進しています。

イ 財政の状況

皆野町公共施設等総合管理計画及びその個別計画である皆野町公共施設等個別施設計画や皆野町学校施設長寿命化計画に基づく施設の改修工事、インフラの長寿命化及び高齢化に伴う社会保障費の増加などにより、今後多くの費用を要することが予想されます。また、税収の伸び悩み、地方交付税の縮減も見込まれることから、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

引き続き、社会情勢の変化に対して限られた財源と人員で的確に対応するため効率的、効果的な事業執行を図るとともに、これまで以上に事務事業の効率化・適正化に努めます。

また、最少の経費で最大の効果が得られるよう、必要性や公益性、代替性の有無の観点から不断の見直しを行い、効果が確実に見込まれる事業に対して集中的に投資し、既存の事業は、成果検証を反映させた見直しや廃止を行うことで、切れ目ない行財政改革に取り組んでいきます。

ウ 公共施設の整備状況

公共施設の整備状況を建築年度別にみると、昭和 52 年から昭和 61 年までの 10 年間、旧耐震基準と新耐震基準の切り替わり時期の前後に多くの整備が行われています。その後、平成 2 年度に役場庁舎、平成 17 年度に皆野小学校、平成 20 年度には皆野中学校の整備を行っています。また、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、消防団の再編に伴う詰所整備を行いました。旧耐震基準が適用されていた昭和 56 年以前に整備された公共施設は、全体の 30.8%を占めています。この中には小・中学校が含まれますが、既に耐震診断を実施し、必要な耐震化対策を完了しています。

しかし、公共施設等総合管理計画では、令和 33 年までの維持・更新に必要な額は約 320 億円と見込まれます。これに対し、充当可能な額は約 132 億円で約 188 億円の財源不足が生じる見込みです。持続可能な行政サービスを実現するためには、収支の均衡を保つ必要があり、これまで以上に、経常経費・維持管理経費などの節減に努めるとともに、施設の複合化や集約化、廃止による施設保有量の縮減だけでなく、長寿命化によるライフサイクルコストの軽減に努めていきます。

表 1 - 2 (1) 財政の状況 (地方財政状況調査)

(単位：千円、%)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	4,255,553	4,396,411	5,626,511
一般財源	2,959,927	3,003,141	2,994,670
国庫支出金	353,523	417,438	1,757,659
都道府県支出金	246,068	274,114	276,370
地方債	328,700	264,900	163,728
その他	199,762	150,288	76,877
歳出総額 B	4,155,805	4,190,216	5,394,544
義務的経費	1,463,682	1,410,874	1,728,443
投資的経費	366,499	536,586	339,805
うち普通建設事業	366,499	536,586	326,136
その他	2,325,624	2,242,756	3,326,296
歳入歳出差引額 C (A-B)	99,748	206,195	231,967
翌年度へ繰り越すべき財源 D	19,352	50,678	11,551
実質収支(C-D)	80,396	155,517	220,416

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
財政力指数 (3か年平均)	0.48	0.42	0.43
実質公債費比率 (3か年平均)	8.5	3.1	7.1
経常収支比率	70.8	76.1	85.1
将来負担比率	40.8	21.5	—
地方債現在高	3,218,102	3,541,263	2,992,925

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末
市町村道				
改良率 (%)	14.5	17.3	19.7	20.0
舗装率 (%)	55.2	56.5	58.3	58.3
農道				
延長 (m)	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—
林道				
延長 (m)	25,142	25,134	25,134	25,134
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—
水道普及率 (%)	88.4	90.1	90.0	89.8
水洗化率 (%)	91.1	97.5	99.0	96.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.9	2.1	2.2	2.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

豊かな自然と景観、これまで育まれてきた歴史や文化、伝統芸能、町民の温かい心のつながりなど、町を活性し得る資源が多く存在します。それらの魅力を高め、笑顔あふれる町、誇りを持てる町、若者が戻ってくる活力と魅力あふれる町を目指し、町民と手を取り合い、将来像の実現に向けて積極的に取り組みます。

将来像を実現するため、5つの「まちづくりの主要目標」を次のとおり定めます。

① 豊かな経済と活力ある町づくり

高齢化や人口減少の原因の一つは、秩父地域も含め、働く場所が少なく、若者が町から流出してしまうことです。若者が町内で働き定住できる、皆野町でしっかり稼げる町づくりに取り組む必要があります。そのために地域ブランドの創出、農産物の付加価値商品化のサポート、地域課題解決型の起業などを推進します。

また、町の知名度が低い状況にあるため、町の魅力発信を強化します。移住・定住、観光において、町の知名度は大変重要です。SNS や YouTube など時代に合った方法による情報発信を行い、町に来てもらい、知ってもらうことで「皆野町に住んでみよう」「ここで仕事をしてみよう、新しい仕事を考えてみよう」といった流れを創出するよう推進します。

② 未来を拓く人を育む町づくり

将来の町を支える人づくりは大変重要です。少子化の背景には未婚率の上昇が一因となっています。婚活支援も含め、出産・子育て支援を推進します。

町の未来を支える人を育てるうえで、地域のことを学ぶ機会の充実、広い視野を持った学校教育を推進します。読書習慣や芸術体験など、地域の学びとともにグローバルな視点の教育を推進します。同時に、地域を支える人や組織づくりなど、町づくりにおいて、町民の参加意識を高める取組を推進します。

③ 安心で安全な町づくり

地球温暖化による気候変動や新型コロナウイルス感染症など、生活を脅かす不安要素が増加しています。防災体制の充実と地域防災力の強化、高齢者や障がい者などの災害弱者へのサポート強化に取り組みます。

また、道路幅の狭い通学路の早期対策、危険な道路の早期拡幅などは喫緊の課題です。人も車も安全な町づくりを目指します。

現在の公共交通はルートも限られ、乗車率も低い状況です。町内を安心して移動できる公共交通の見直しを検討します。

④ 健康で心豊かな町づくり

後期高齢者人口の増加を見据え、健康寿命を延伸するために、健康診査を活用した生活習慣病予防・フレイル予防の実践、ウォーキングや公園などを活用した健康づくり、地域コミュニティでの健康づくりを推進します。

また、秩父音頭や俳句の町づくりの推進、地域の伝統芸能の保存・継承、町民が気軽に文化・芸術を親しめる町づくりに取り組みます。

さらに、花を飾る町づくりや美の山のブランドの確立に取り組みます。

⑤ 持続可能な町づくり

地球温暖化対策は地球全体の緊急課題であり、プラスチックゴミの削減や家庭廃油のリサイクル、生ゴミの堆肥化など、資源循環の推進を行うとともに、住宅用太陽光発電など、自然エネルギーの活用促進に取り組みます。

なお、景観の悪化や土砂崩れなど災害の原因となることが指摘されている大規模ソーラーパネルの設置については、開発を規制する条例などを検討します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現を目指し、人口目標を令和7年に8,620人と設定し、必要な政策を推進します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年「第5次皆野町総合振興計画」の評価・検証を行う際に、併せて実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

皆野町公共施設等総合管理計画では公共施設などの管理に関する基本的な考え方として、「①施設保有量の適正化、②予防保全型管理による長寿命化、③適切な施設配置と運営の効率化、④ユニバーサルデザイン化の推進」を掲げています。

今後、公共施設などの更新や改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。人口減少や少子高齢化の進行などによって、社会構造や住民ニーズは施設の建設当時と大きく変化し、公共サービスのあり方を見直す必要があります。

そこで、本計画における公共施設の整備については、皆野町公共施設等総合管理計画に適合するものであり、将来にわたって住民への行政サービスが真に効果的に提供できるよう、施設担当部局間や隣接市町村などと連携し、各施設の状況把握などに努めるほか、経営的な視点を取り入れながら総合的かつ計画的な管理運用を推進し財政負担の軽減に努めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

- これまでも移住促進や企業誘致に取り組んできましたが、一足飛びに移住や企業誘致につながることは難しく、まずは本町を知ってもらうための情報発信の強化が課題です。
- 町が取り組む移住・定住事業や子育て支援などの情報を総合的に提供する「みなのもろごと情報発信」については、新着情報や内容の更新が不十分であり効果的な情報発信が求められます。
- 空き家が増加傾向にあるにも関わらず、空き家の現状、所有者の意向が把握できず、移住希望者に情報提供できる空き家の件数が少ない状況です。
- 移住相談が増加傾向にある一方で、「ちちぶ空き家バンク」における本町の登録物件が少ない状況であり、移住希望者への情報提供ができないことが課題です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部の企業ではテレワークが進んでいます。今後、都市部の住民が地方に移住する機会が増えることが予想されるため、テレワークに適した地域で、施設も整備されていることを周知する必要があります。

イ 地域間交流

- 本町は秩父連山の山々に抱かれた緑豊かな町であり、観光客やハイカーなどが訪れています。しかし、長瀬町と秩父市の中に位置していることから、経過地としての一時的な来町者も多く、滞在時間の確保が課題です。
- 都心から90分圏内にある地理的条件を生かし、都市部との交流を積極的に推進する必要がありますが、受け皿となる組織の高齢化が進んでいることから組織の再構築が課題です。
- 本町には、自然、観光、農業体験など地域間交流に活用できる地域資源があるにも関わらず積極的な地域間交流の取組が行われていない状況です。

ウ 人材育成

- 少子高齢化の進行や若者世代の転出などによって地域コミュニティが希薄となり、地域リーダーの育成や地域コミュニティの担い手不足が課題です。
- 地域おこし協力隊制度などを活用し、地域外から新たに活動する人材の確保に取り組む必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症などの影響で地域の祭りや郷土芸能などの中止が続いており、伝統文化継承のため後継者の育成が求められています。

(2) その対策

ア 移住・定住

①町の魅力発信の充実

- 子育て世代の移住希望者や新規就農希望者などターゲットを絞った町の魅力発信の充実
- 子育て環境やサポート体制の整備・充実、就業しやすい環境整備による移住先として魅力的な町づくりの推進

②物件情報・住宅取得支援の充実

- 住宅取得・整備などによる住まいの支援対策の充実
- サテライトオフィスを活用した企業誘致、空き家・空き店舗を活用した起業支援などの推進
- 空き家を有効活用するため、空家対策協議会の開催、町内の空き家所有者への適正な維持管理の指導、「ちちぶ空き家バンク」などの情報提供を推進

イ 地域間交流

- 秩父音頭まつりなど観光メニューの開発・拡充やシティーセールスによる魅力発信の強化
- サテライトオフィスやテレワークを活用した「地方暮らし」「田舎暮らし」の体験を通じた地域住民との交流の促進

ウ 人材育成

- 地域行事や伝統文化の継承を通じた若い世代の愛着意識の醸成
- 地域コミュニティにおける人材育成の促進
- 地域おこし協力隊の定住・定着の支援による地域外の人材の確保、地域力の向上

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 移 住 ・ 定 住 人 材 育 成	○子育て世帯等定住促進事業 ○UIJ ターン支援事業 ○お試し居住用住宅管理事業 ○移住相談センター管理事業 ○宅地開発促進事業 ○移住就業等支援金 ○移住サポーター制度 ○地域おこし協力隊推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

- 農林業経営者の高齢化や後継者不足などにより、経営体数が減少しているため、耕作放棄地の増加や山林荒廃を防ぐことが課題です。
- 農家の収入増加には、付加価値のある高単価農作物の販売が必要です。高需要で希少性のある作物の栽培や加工品開発に取り組むことが必要です。
- 耕作放棄地の増加は、食糧生産機能だけではなく、良好な景観形成など農地が有する多面的機能の低下をもたらすとともに、有害鳥獣による農林業への被害がもたらされています。
- 森林は木材生産の他にも、生物多様性の保全、CO₂の吸収、土砂災害の防止や土壌保全など多くの役割を担っています。適切な森林施業により健全な森林の維持が求められています。

イ 商工業

- 町内企業は厳しい経営を迫られていますが、創意工夫と自助努力で経営を続けています。町民が地元商店の魅力を知り、活用して地域経済の衰退を防ぐことが必要です。
- 新製品開発や新規事業の立ち上げなどの企業努力により、町の経済や雇用が支えられています。町内の“がんばる企業”を支援する取組が必要です。
- 地理的条件から工業団地の造成などは困難ですが、皆野寄居有料道路や町内全域をカバーする光通信網など、既存のインフラや豊富な自然環境を生かし、規模を問わず幅広い業種に対して進出を働きかける必要があります。
- 新規学卒者の雇用が少ないことが若者の転出につながり、子育て世代の減少と少子高齢社会の進行を招いています。若年世代の流出を防ぐとともに、UIJ ターンなどを促進し若年世代の雇用を拡大する必要があります。

ウ 観光及びレクリエーション

- 天空のポピーは、重要な観光資源に成長しましたが、その観光客を町内商業・観光業の活性化につなげることが十分にできていないことが課題です。
- 観光資源が地理的・季節的に点在しており、町単独で観光客のニーズを満たすことは難しい状況です。市町村の枠を超えて観光資源をつなぎ補完

- し合う観光パッケージの開発が必要です。
- 本町の観光情報は、パンフレットやポスターが中心であり、即時性に欠けニーズに応えきれていないことから、タイムリーな発信が必要になります。
 - 観光客の新規獲得やリピーターの定着には商業・観光事業者のみならず、町全体で来訪者を心からもてなす意識の醸成が必要です。
 - インターネット経由での情報収集や個人による SNS 投稿が普及し、観光施設でのフリーWi-Fi スポットの整備が求められています。
 - 最近では民間団体が主導する各種イベントが活性化していることもあり、イベントなどを通して官民が協同して地域課題へ取り組むことが求められています。

(2) その対策

ア 農林水産業

- ①農産物の付加価値の向上と地産地消の推進
 - 農林産物の販路拡大と農商工連携の促進
 - 栗の「ぼろたん」など高単価が期待できる作物の特産地化の促進と生産技術の向上
 - 地場農林産物と郷土の特色ある食材の使用促進
- ②持続可能な農業の推進
 - 人・農地プランに基づく地域の担い手への支援及び規模拡大を促進
 - 退職世代や移住者に対する就農支援と農業従事者の確保
 - 農地中間管理機構を活用した農地利用の効率化の促進
- ③有害鳥獣対策の推進
 - 電気柵などの鳥獣防護柵の普及
 - 専門家の指導に基づく「正しい捕獲」と「正しい技術」の普及による人材育成
 - 有害鳥獣駆除業務従事者への支援
- ④森林施業集約化の推進
 - 森林経営管理制度を活用した林業の成長産業化と適切な管理
 - 森林環境譲与税を活用した森林整備の促進
 - 林業従事者の確保・育成と技術や生産性の向上

イ 商工業

- ①行きつけのお店づくりの推進
 - 町内の需要拡大と地域経済の循環を図り“にぎわい”を創出

- 地元商店利用のきっかけや魅力発見につながる機会の創出
- 観光客などに行きつけの店を紹介・つなぐことができる“町民オール案内人”の醸成

②がんばる企業の応援

- 若手経営者など意欲ある店主や後継者の自立的な取組を支援
- 地場農林産物の利用促進や生産者と企業のマッチング支援
- 中小企業における経営環境の改善促進
- 経営者のニーズ調査・分析及び効果的な経営の支援

③企業誘致の推進

- インターネット環境を生かしたテレワーク型企业や自然資源を生かしたレジャー産業など、幅広い業種の企業誘致を促進
- サテライトオフィス事業による企業誘致を推進し、魅力ある働く環境の創出と地域経済の活性化を図る
- 空き店舗・空き家を活用した創業支援や小規模事業所の誘致
- 経営の専門家による各種講習や個別指導の充実による創業サポート

④若年者雇用の拡大

- 秩父地域、県北地域を含めた広域的な雇用機会を創出し“皆野に住んで働くスタイルを推進
- 関係機関と連携した職業訓練機会の増加と情報発信
- 求人情報の積極的な提供

ウ 観光及びレクリエーション

①他市町村と連携した回遊性の向上

- 地域の関係機関と協力した、観光周遊パッケージの開発
- 近隣市町村における共通の観光資源を活用したPR促進
- 既存の観光資源と組み合わせて回遊性を高められる資源の開発や掘り起こし

②観光情報の集約と発信

- WEBサイト、SNSを活用したタイムリーな情報の提供
- 観光客の誘致のため、関係機関・団体の情報発信強化の促進

③おもてなし意識の醸成

- 観光客が安心してまち歩きができる案内表示の整備
- “おもてなしの心”の醸成や入りやすいお店づくりの促進
- 自然観察、体験会など郷土の自然に触れられる機会の創出
- ホテルなどの希少な動植物を守り育てる活動の支援

④ICT 利活用基盤の整備

- 観光情報のデジタル化やフリーWi-Fi スポットの整備
- 商業・観光事業者や観光客からも SNS を活用した最新情報の提供ができる仕組みづくりの推進
- サテライトオフィスを始めとした町内施設を利用したイベントの実施やワーケーションなどの推進

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業 林 業 (2) 観光又はレクリ エーション (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 第 1 次 産 業 商工業・6次産業化 観 光 企 業 誘 致	○防災重点農業用ため池（一 ト星池）に係る防災工事 ○有害鳥獣対策用具類購入事 業 ○インフラ施設周辺森林整備 事業 ○観光トイレ整備・改修事業 ○ハイキング道等整備事業 ○中山間地域直接支払事業 ○奨励作物補助金 ○遊休農地活用促進費補助 金 ○明日の農業担い手育成塾 ○農業用パイプハウス設置費 補助金 ○有機農業推進費補助金 ○農業近代化資金利子補給金 ○みななの森林整備事業 ○商工会補助金 ○にぎわい創出事業補助金 ○住宅リフォーム資金助成事 業 ○観光協会補助金 ○秩父音頭まつり補助金 ○ふれあいまつり補助金 ○ポピーまつり負担金 ○企業誘致奨励事業 ○空き店舗等活用促進事業 ○サテライトオフィス利用促 進事業 ○テレワーク型企業誘致プロ モーション事業 ○ワーケーション推進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
皆野町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- 高度情報化の進展により、スマートフォンの普及や AI、IoT の実用化など、誰でも必要なときに欲しい情報が得られるようになっていますが、高齢化などに伴う情報格差を解消することが課題です。
- マイナンバー制度を活用し、住民が安心して ICT による行政サービスを受けられるよう徹底した情報セキュリティ対策を講じた環境を整備する必要があります。
- 防災において、台風などの大雨時には、防災無線では聞こえにくいことなどが課題です。現在は、携帯電話の通信網を利用したメール配信サービスを行うとともに、防災無線を補完する役割として、戸別受信機を貸与しています。

(2) その対策

- 情報通信関連の整備に伴うデジタル情報の活用の普及及び高齢者などにおけるデジタルデバイトの解消
- ICT を活用した行政事務の電子化の推進及び徹底した情報セキュリティ対策による住民の安心安全の確保
- 防災行政無線やデジタル情報を活用した情報伝達体制の強化

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設 防災行政用無線施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情 報 化 デジタル技術活用	○防災行政無線管理事業 ○戸別受信機整備事業 ○町情報システム共同化事業 ○テレワーク環境整備事業 ○ICT 活用事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国・県・町道

- 市街地は建物が多く、狭あい道路や未改良道路の整備に取り組む必要があります。また、中山間地の集落間道路は急こう配で見通しのきかないカーブが多いため、整備が急がれています。
- 橋や舗装などの老朽化が進み、安全な通行を確保するための改修が必要です。
- 主要な生活道路は、町から委託を受けた建設業者などにより除雪を行いますが、大雪時には各地域からの生活道路の除雪依頼に十分対応できず、地域間の格差が指摘されています。
- 町内において、令和3年11月に交通死亡事故ゼロ4,000日を達成しました。今後も交通事故の防止を図るため、車両・歩行者の安全確保や交通環境の整備が求められます。

イ 林道

- 林道は、林業振興に加え、生活道路として重要な役割を担っており、整備が急がれています。

ウ 地域公共交通

- 町内における高齢者の割合も高く、運転免許証を自主返納する町民も増加傾向にあります。町民の移動手段の確保のため、鉄道やバスなどの公共交通機関の充実が必要となります。

(2) その対策

ア 国・県・町道

①生活道路の整備と管理

- 防災性及び住環境の向上を図るため、狭あい道路の整備を中心に未改良区間の工事を推進
- 中山間地域の町道における道路施設の整備などは、地域の要望に応じた工事を実施
- 県道は、未改良区間の工事を継続して要望、協力、調整の実施
- 橋の定期点検を実施し、長寿命化のための修繕工事を実施
- 計画的な町道の修繕の実施
- 自動出動し除雪する生活道路以外では必要に応じて建設業者などによる

除雪を実施

○大雪時の道路交通機能を確保するため、各道路管理者における連携

イ 林道

○地域に密着する林道の適切な維持管理

ウ 地域公共交通

①誰もが利用しやすい公共交通の推進

○地域公共交通会議などを開催し、地域の実情に即した町営バス路線などの充実

○秩父鉄道により安全・快適な鉄道運行の維持・充実を促進

○西武観光バスの路線維持のため支援を充実

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道 路	<ul style="list-style-type: none"> ○皆野 3 号線 (舗装・改良) L=300m W=5.0m(皆野) ○皆野 4 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 11 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 17 号線 (改良・舗装) L=200m W=4.0m(皆野) ○皆野 38 号線 (舗装) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 46 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 57 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 59 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 63 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 70 号線 (舗装) L=300m W=5.0m(皆野) ○皆野 101 号線 (改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 103 号線 (測量・用地・改良) L=100m W=4.0m(皆野) ○皆野 104 号線 (測量・用地・改良) 	町	

		<p>L=100m W=4.0m(皆野)</p> <p>○皆野 136 号線(舗装・改良)</p> <p>L=100m W=5.0m(皆野)</p> <p>○皆野 168 号線(測量・用地・改良)</p> <p>L=200m W=4.0m(皆野)</p> <p>○皆野 173 号線(舗装・改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(皆野)</p> <p>○皆野 192 号線(舗装)</p> <p>L=200m W=4.0m(皆野)</p> <p>○皆野 230 号線(舗装・改良)</p> <p>L=100m W=5.0m(皆野)</p> <p>○皆野 231 号線(舗装・改良)</p> <p>L=100m W=5.0m(皆野)</p> <p>○下田野 1 号線(測量・用地・改良)</p> <p>L=200m W=4.0m(下田野)</p> <p>○下田野 13 号線(舗装・改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(下田野)</p> <p>○下田野 42 号線(測量・用地・改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(下田野)</p> <p>○下田野 52・53 号線(改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(下田野)</p> <p>○下田野 58 号線(改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(下田野)</p> <p>○下田野 64 号線(改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(下田野)</p> <p>○国神 1 号線(測量・用地・舗装・改良)</p> <p>L=300m W=5.0m(金崎・国神)</p> <p>○国神 11 号線(改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(国神)</p> <p>○国神 13 号線(舗装・改良)</p> <p>L=200m W=4.0m(大渊)</p> <p>○国神 14 号線(測量・用地・改良)</p> <p>L=300m W=4.0m(野卷)</p> <p>○国神 31 号線(舗装・改良)</p> <p>L=300m W=4.0m(金崎)</p> <p>○国神 33 号線(測量・用地・改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(金崎)</p> <p>○国神 54 号線(測量・用地・改良)</p> <p>L=100m W=4.0m(金崎)</p> <p>○国神 66 号線(舗装・改良)</p> <p>L=300m W=4.0m(金崎・国神)</p>	町	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ○国神 73 号線(測量・用地・改良) L=100m W=4.0m(国神) ○国神 79 号線(測量・用地・改良) L=100m W=4.0m(国神) ○国神 93 号線(改良) L=300m W=4.0m(国神) ○国神 100 号線(舗装) L=300m W=4.0m(大渊) ○国神 115 号線(測量・用地・改良) L=300m W=4.0m(大渊) ○国神 158 号線(舗装・改良) L=300m W=4.0m(野卷) ○日野沢 11 号線(舗装・改良) L=300m W=4.0m(下日野沢・金沢) ○日野沢 12 号線(舗装) L=300m W=4.0m(下日野沢・金沢) ○日野沢 34 号線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(下日野沢) ○日野沢 40 号線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(下日野沢) ○日野沢 46 号線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(下日野沢) ○日野沢 64 号線(舗装) L=200m W=4.0m(上日野沢) ○金沢 1 号線(舗装) L=400m W=6.0m(金沢) ○金沢 11 号線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(金沢) ○金沢 12 号線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(金沢) ○三沢 1 号線(舗装・改良) L=200m W=5.0m(三沢) ○三沢 3 号線(舗装) L=300m W=5.0m(三沢) ○三沢 11 号線(測量・舗装・改良) L=300m W=5.0m(三沢) ○三沢 12 号線(改良・舗装) L=200m W=4.0m(三沢) ○三沢 54 号線(改良) L=200m W=4.0m(三沢) 	町	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--

	<p>橋 り よ う</p> <p>(2) 林道</p> <p>(3) 自動車等 自 動 車</p> <p>(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 公 共 交 通</p> <p>(5) その他</p>	<p>○三沢 66 号線(改良) L=200m W=4.0m(三沢)</p> <p>○三沢 105 号線(改良) L=200m W=4.0m(三沢)</p> <p>○三沢 120 号線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(三沢)</p> <p>○道路・林道橋りょう設計・ 修繕 10 橋</p> <p>○道路橋りょう定期点検 158 橋</p> <p>○林道橋りょう定期点検 20 橋</p> <p>○林道二本木線(測量・改良) L=200m W=4.0m(三沢)</p> <p>○林道雨乞曾根坂線(測量・改 良) L=300m W=4.0m(三沢)</p> <p>○林道大霧山線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(三沢)</p> <p>○林道能林線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(三沢)</p> <p>○林道小前線(舗装) L=200m W=4.0m(上日野 沢)</p> <p>○林道奈良尾線(改良) L=200m W=4.0m(上日野 沢)</p> <p>○林道藤原線(舗装・改良) L=200m W=4.0m(下日野 沢)</p> <p>○林道浦山線(舗装) L=200m W=4.0m(金沢)</p> <p>○林道上武秩父線(舗装) L=200m W=4.0m(金沢)</p> <p>○林道大平線(舗装) L=200m W=4.0m(金沢)</p> <p>○公共交通運行事業</p> <p>○公共交通利用券事業</p> <p>○公共交通運行事業</p> <p>○普通河川改修 10 河川</p>	町	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 消防防災・救急

- 地震や台風などの想定を超えた自然災害に対応できるように防災行政無線や戸別受信機、防災倉庫及び防災備品を配備し、災害に強いまちづくりを推進しました。想定を超える災害時には即時対応できるように引き続き取り組む必要があります。
- 令和 2 年度には、備蓄品の配備やエアコン設置などの支援を実施し、自主防災組織の協力のもと、行政区の公会堂などを活用した「地域避難所」を計 26 か所整備しました。今後は、地域避難所への各種支援や、円滑な活用方法などが課題となります。
- 町消防団は、詰所・車両の更新により、施設整備と機能強化が図られました。しかし、団員の減少や高齢化のため、有事における消防活動への団員不足が懸念されており、女性を含めたさらなる団員の確保と、OB 隊の組織強化などを図る必要があります。また、防火水槽の老朽化などが進行しているため、計画的な更新が必要となります。
- 令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が大きく発生しました。こうした状況下においても、正確な情報収集や優先的に実施すべき業務を円滑かつ的確に執行できる体制を整備する必要があります。
- 令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の整備計画の策定や感染対策備品の整備に取り組みました。引き続き備品の整備や感染対策を考慮した避難所開設訓練を行うことが必要です。
- 安全・安心な環境づくりのため、町内の LED 防犯灯の増設や自主防犯組織による防犯パトロールに取り組んでいます。今後も地域の安全を守るため継続的な取組が重要となります。

イ 住環境

①町営住宅

- 昭和 47 年から建設し、現在 108 戸を管理し、子育て世帯などを中心に高い利用率を確保し、住民の定着に一定の効果を示してきました。しかし、耐用年限が過ぎ老朽化が著しく、設備不良状態である住宅の募集について検討の必要があります。

②空き地、空き家対策

- 平成 28 年度に空き家調査を実施しましたが、データの更新がされていな

いため、最新の実態調査が必要です。

- 空き家の現状、所有者の意向、地域の実情に合わせた空家等対策計画を策定する必要があります。

ウ 環境衛生

- 荒川の環境を保全するために下水道の普及を推進し、計画的な整備に取り組んでいます。主要施設である長瀬浄化センターなどの老朽化に伴う施設の設備を更新する必要があります。
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要ですが、合併処理浄化槽の設置基数が伸びていないことが課題です。

(2) その対策

ア 消防防災・救急

①防災対策の充実

- 避難所などにおける災害備蓄品の整備・更新
- 自主防災組織の維持
- 自主防災組織の協力のもと、住民参加型の避難訓練の実施
- 地域避難所活用のための備蓄品の整備などの行政区への支援
- 防災行政無線の戸別受信機の貸与

②消防・救急・救助体制の充実

- 秩父広域市町村圏組合との連携
- 新入消防団員確保のため、広報活動の実施
- 消防団員の準中型自動車免許取得の補助事業の実施
- 防火水槽の新設や修繕

③危機管理体制の充実

- 職員による避難所開設訓練の実施
- 必要に応じた皆野町地域防災計画や皆野町業務継続計画（BCP）の見直し、情報収集体制の充実
- 新型インフルエンザなどの新興感染症への対策を充実

イ 住環境

①町営住宅

- 住環境の向上と長寿命化など適切な維持管理の実施

②空き地、空き家対策

- 空家等対策計画を策定し、空き家の調査、適切な管理の推進

ウ 環境衛生

①下水道整備の推進

- 下水道未接続世帯への普及促進
- 管渠工事の計画的な事業実施
- 各下水道施設の点検・修繕・調査・改築の実施

②合併処理浄化槽の普及促進

- 合併処理浄化槽への転換促進のため補助金の交付
- 合併処理浄化槽について情報発信の強化による理解の促進

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上 水 道 (2)下水処理施設 公 共 下 水 道 (3)廃棄物処理施設 し 尿 処 理 施 設 (4)消防施設 (5)公営住宅 (6)過疎地域持続的 発展特別事業 生 活 環 境 防 災 ・ 防 犯	○上水道事業 ○下水道事業 ○し尿処理事業 ○浄化槽市町村整備型事業 ○消防施設整備事業 ○消防施設管理事業 ○町営住宅修繕 ○小規模水道設置費補助金 ○し尿処理事業広域化統合 事業 ○空家等対策計画の策定 ○斎場費負担金 ○清掃費負担金 ○下水道費負担金 ○浄化槽一般管理事業 ○ごみ軽量化事業 ○常備消防費負担事業 ○非常備消防費負担事業 ○防災対策事業 ○防災会議運営事業 ○防災行政無線管理事業 ○戸別受信機整備事業 ○防犯推進事業 ○交通安全対策事業 ○国民保護協議会運営事業 ○防犯灯の整備事業 ○自主防犯組織・自主防災組 織の活動支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進

(1) 現況と問題点

ア 結婚・子育て支援

- 未婚率は女性よりも男性の方が高く、特に男性の25～29歳、女性の30～34歳で上昇傾向がみられ、これらの年代に向けた取組が求められています。
- 本町の出生数は、平成28年に56人、令和3年は37人と5年間で19人、率にして34%減少しています。また、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。支援や見守りを必要とする家庭も増えており、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を強化する必要があります。
- 全ての人が仕事と生活のバランスがとれる働き方を選択することができるよう、男性の育児休業取得やワークライフバランスに関する啓発が課題です。

イ 高齢者等の保健及び福祉

- 町の高齢化率は、令和3年10月1日時点で38.3%であり、超高齢社会となっています。高齢になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる質の高い医療・介護サービスが求められています。
- 地域の過疎化が進む中で、町民同士の支え合いや助け合いがますます重要となり、高齢者自らが介護予防に取り組み、元気で自立した生活を営むための施策が求められています。また、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして、集団での活動環境が大きく変化しつつあり、介護予防事業も時代に合わせた事業展開が必要となります。
- 高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、なかでも単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加しています。介護ニーズの高い後期高齢者人口が、今後より一層増加することが見込まれています。更なる介護保険制度の周知と理解のもとに、一人ひとりのニーズに合った適正なサービス提供が必要となります。
- 障がいの有無に関わらず共に生きる社会の実現に向けて、自立した日常生活または社会生活などの支援が求められています。
- 発達の気になる子どもたちに対する早期療育や多様化するニーズに対応した支援の充実が課題です。

(2) その対策

ア 結婚・子育て支援

①結婚・子育て支援の充実

- 結婚支援・子育て支援に関する情報発信の強化
- 不妊治療に対する支援の継続
- 親子が安全に楽しく過ごせる交流の場の充実
- 児童虐待を未然に防ぐため、地域全体で子どもを見守る環境を強化
- 子育て家庭の経済的負担軽減の充実
- 子ども家庭総合支援拠点の整備
- 医療体制の充実
- こども医療費・ひとり親家庭等医療費の助成

②仕事と子育て両立支援

- 多様なニーズに対応した保育サービス・放課後児童対策の充実
- ワークライフバランスに関する包括的な情報発信の強化
- 男女共同参画による子育て意識の醸成・父親への子育て参加の促進

イ 高齢者等の保健及び福祉

①地域包括ケアの推進

- 地域包括ケアシステムの実現のため地域包括支援センターの機能強化
- 専門職やボランティア組織などとの連携を強化
- 町民が主体となる通いの場の活動支援

②介護予防活動の充実

- 少人数できめ細かな、効果的で質の高い介護予防事業の実施
- 健診から始まる生活習慣病予防、フレイル予防の推進
- 高齢者が自身の知識や経験を生かして企画する介護予防事業の推進

③介護サービスの適正な提供

- 介護保険事務の効率化、保険料徴収率の向上による健全な介護保険財政の運営の推進
- 公平・的確・迅速な要介護認定審査の促進
- 介護保険サービス適正利用の促進のため、地域包括支援センターとの連携強化

④療育体制の充実

- 障がいの特性に応じた支援や保育・教育体制の整備・充実
- 専門スタッフによる相談体制の充実
- 包括的な支援のため、町内外の関係機関との連携を強化

⑤障がい者(児)福祉の推進

- 関係機関などと連携した専門的な相談支援体制の充実
- 障がい者の立場に立ったサービスの充実
- ノーマライゼーションの理解を深め、障がい者への差別や偏見のない、福祉のこころ豊かな地域社会づくりを推進
- 重度心身障害者医療費の助成

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進	(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター (2) 障害者福祉施設 地域活動支援センター (3) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 児 童 福 祉 高 齢 者 ・ 障 が い 者 福 祉 健 康 づ く り そ の 他 基 金 積 立	○老人福祉センター建物改修 ○地域活動支援センター負担金 ○子ども家庭総合支援拠点相談室整備 ○こども医療費助成事業 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 ○保育料軽減事業 ○放課後児童健全育成事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○いきあいサロン補助金 ○緊急通報発信機設置事業 ○お出かけタクシー事業 ○ねたきり重度心身障害者等紙オムツ給付 ○在宅重度心身障害者手当 ○ねたきり老人等手当 ○老人在宅福祉事業 ○シルバー人材センター補助金 ○社会福祉協議補助金 ○地域支え合い事業補助金 ○重度心身障害者医療費助成事業 ○心身障害者自動車燃料費助成金 ○住民健診事業 ○ウォーキング推進事業 ○不妊治療費助成事業 ○地域福祉基金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- 本町の救急医療体制は、秩父圏域として初期救急医療体制と二次救急医療体制がありますが、三次救急医療体制は埼玉県内の他地域に依存しています。
- 初期救急医療体制は、秩父郡市医師会を中心に休日診療所、在宅当番医制、平日夜間の小児初期救急体制があります。
- 二次救急医療体制は、病院輪番制により秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院が分担して休日・夜間の救急診療に対応しています。しかし、令和2年度から秩父病院が一部辞退することとなり、他の輪番病院の負担増が懸念されています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が反復する可能性があることを前提に、発熱外来をはじめとする医療体制の確保などの充実を図る必要があります。

(2) その対策

- ちちぶ定住自立圏構想に基づき、ちちぶ医療協議会と連携した秩父圏域内における医療体制の充実
- 救急医療体制の充実
- 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
- 秩父広域市町村圏組合と連携した救急医療体制の確保
- 新型コロナウイルス感染症対策への支援

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 そ の 他	○救急医療施設費負担金 ○ちちぶ定住自立圏医療分野 負担金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

- 少子化の影響で一部の小学校では、複式学級の編制を要する状況になっています。複式学級では、2学年を1教室にて1人の教職員がそれぞれ学習内容の異なる教材の授業をすることになります。きめ細やかな個に応じた教育による児童理解と学力向上の担保の困難や働き方改革・負担軽減が推進されているなか、教職員の負担が増し、教育の質が低下するなどの問題が生じます。
- 災害や事故などに備え、子どもたちが危機管理能力の基礎を身に付けられるよう、実践的な避難訓練や交通安全への取組が重要となっています。学校の危機管理体制の更なる整備充実と地域や関係機関と連携した学校安全に取り組むことが求められています。
- 学校教育の質の向上を図るためには、子どもと向き合い、認め鍛え育むという自らの職責と学び続ける自覚のある教職員の育成と環境づくりに取り組む必要があります。
- 学校施設において築年数が40年を超える施設が増加し、不具合や故障する施設・設備が多くなってきています。児童生徒の安全な学習環境の整備を最重要課題としつつ、ICT化など多様な学びに対応できる学習環境の整備に取り組む必要があります。
- 教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるために教職員の働き方改革を推進する中で、教職員が担うべき業務のあり方が見直されています。また、地域とともにある学校を目指すコミュニティ・スクールによる学校・地域などの実情を踏まえた教育を推進しています。学校・地域の教育力の向上のため、校長のリーダーシップのもと学校全体で地域と連携・協働しながらチームとして子どもたちの育成に取り組む必要があります。

イ 社会教育、社会教育施設

- 社会教育・体育施設において建設から長期間経過した施設が増加し、不具合や故障する施設・設備が多くなってきています。健康で心豊かな町づくりのため修繕・改修などを実施しながら施設の長寿命化を図る必要があります。
- 社会教育については、既存の町講座事業や文化サークル団体において、参加者数や満足度の低迷が見られ、時代の変化に伴う新たな学習需要を探

る必要があります。今後は、新たな学習機会の提供のほか、その学習の場としての公民館（図書室）、文化会館などの社会教育施設の整備・充実が課題となります。

- 社会体育については、町民をはじめ地域住民が様々なスポーツ活動に取り組んでいるが、人口減少に伴い、町のスポーツ人口も減少傾向がみられます。今後は、人口減少に応じたスポーツ活動支援などが必要になります。

(2) その対策

ア 学校教育

- ①複式学級においても学年ごとの授業を実現する体制の構築
- ②子どもたちの安全・安心の確保
 - 感染予防対策と健康教育の充実
 - 防災教育・交通安全教育の充実
 - 家庭や地域と連携した地域の見守り体制の充実
- ③教職員の資質向上
 - ICT活用指導力の向上に向けた研修とサポート体制の充実
 - 指導主事・学校教育指導員による指導助言及び研修体制の充実
 - 教職員不祥事根絶のための計画的・組織的な取組の推進
 - 特別支援教育指導員などを活用した就学支援体制の充実
- ④学習環境の整備・充実
 - 多様な学習方法・教育活動に対応した学校施設・設備の整備・充実
 - 施設長寿命化計画に基づく老朽化対応・長寿命化改修
- ⑤地域と連携した教育の推進
 - チーム学校づくりの推進
 - 学校における働き方改革の推進
 - コミュニティ・スクールによる地域との連携・協働
 - 部活動の地域移行のための体制整備

イ 社会教育、社会教育施設

- 社会教育・体育施設の計画的な修繕・改修などの実施
- 町民の自発的・主体的な生涯学習活動を促す事業づくり
- 生涯学習の場としての社会教育施設の効果的な活用
- 社会教育活動についての適切な広報と情報発信
- 社会体育施設を有効利用したスポーツに親しむための環境づくり
- スポーツ推進委員会をはじめとした指導者や活動支援人材の育成

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 給食施設 (2) 幼稚園 (3) 集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 幼児教育 義務教育 基金積立	○町立学校施設屋内水栓自動 化事業 ○町立学校施設照明 LED 化事 業 ○国神小学校廊下床シート張 替工事 ○三沢小学校校舎バリアフリ ー化事業 ○皆野小学校校舎屋根外壁改 修工事 ○皆野小学校屋内運動場屋根 改修工事 ○国神小学校屋内運動場屋根 改修工事 ○三沢小学校屋内運動場バリ アフリー化事業 ○皆野中学校屋内運動場屋根 改修事業 ○学校給食センター建設事業 ○皆野幼稚園遊具更新工事 ○皆野幼稚園屋根外壁改修工 事 ○トイレ洋式化改修工事 ○野球場改修工事 ○町民運動公園照明設備 LED 化事業 ○テニスコート照明設備 LED 化事業 ○皆野スポーツ公園外灯照明 設備 LED 化事業 ○英語指導助手委託 (ALT) ○複式学級対応教職員の採用 ○英語指導助手委託 (ALT) ○ICT 環境の整備・学習用タ ブレット更新事業 ○図書購入基金積立 ○学校教育施設整備基金積立	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- 人口減少や少子高齢化が進み、行政区の加入世帯が減少しており、地域での支え合いとなる互助の活動に影響を及ぼしています。
- 若年層の転出などによる地域コミュニティの希薄化や担い手の確保が難しくなっており、祭事や集落活動の維持ができない状況になっています。

(2) その対策

- 地域社会への貢献活動や自治組織、地域団体の活動の支援
- 祭事などの地域に根付いたイベントや特色のある取組の支援
- コミュニティ施設の整備及び改修や公共施設の開放による活動拠点の充実

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 集 落 整 備 (2) その他	○行政区運営事業 ○コミュニティ推進事業 ○集会所維持管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

1 1 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

ア 文化会館

- 地域文化の発表などの場になる文化会館は築年数が35年を超え、不具合箇所や故障が多くなってきています。健康で心豊かな町づくりのため修繕・改修などを実施しながら施設の長寿命化を図る必要があります。

イ 文化財の継承

- 過疎化及び高齢化の進展により、長年継承されてきた民俗芸能や祭礼、年中行事などが廃絶する可能性が年々増加しています。道具の手入れや飾りつけ、操作方法、芸能や行事の所作及び作法などを知る者がいなくなることで、町の歴史を形づくってきた文化が失われる恐れがあります。
- 高齢化に伴う文化財所有者の死亡や転居、管理者の交代、文化財への無関心などにより、古文書など個人所有の文化財が散逸、もしくは管理体制が脆弱化しています。

ウ 文化財の保護

- 縄文土器などの考古資料や近世以降の民具などを収蔵する文化財収蔵庫及び文化財倉庫の経年劣化が進み、収蔵環境が悪化しています。
- 指定、未指定に関わらず、寺社仏閣、城跡、道跡、供養塔、墓標、道標などの基礎調査が行われていない、あるいは調査後相当年数が経過し、現状が把握されていません。

エ 文化財の活用

- 町内小中学校の児童生徒が、体系的に町の歴史や文化を学ぶカリキュラムが確立されていません。
- 指定文化財をはじめ、町の文化財の魅力が町民に十分に周知されておらず、文化財を守り、活用しようとする意識の醸成につながっていません。
- 町文化財に関するリーフレットや刊行物が少ないのが現状です。特に、町指定文化財の概要をまとめた冊子及び文化財マップが存在しません。

(2) その対策

ア 文化会館

- 文化会館などの文化施設の計画的な修繕・改修などの実施

イ 文化財の継承

- 民俗芸能などの無形民俗文化財の記録保存の促進
- 文化財倉庫に収蔵されている民具の体験講座などによるモノとワザの継承

ウ 文化財の保護

- 建造物や史跡、中・近世石塔などの基礎調査の実施
- 文化財や資料などの総合目録の作成及びデジタル媒体による記録保存

エ 文化財の活用

- 町文化財の保存及び活用に関する総合的な計画の策定
- 小中学生を対象とした町の歴史や文化を学ぶカリキュラムの編成
- 企画展や講座など、文化財に触れられる機会の創出

(3) 事業計画 (令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	○文化会館ホワイエトイレ改修工事 ○文化会館ホール舞台照明設備・舞台機構改修工事 ○文化会館受水槽給水設備更新工事 ○文化会館ホール天井改修工事 ○民俗芸能記録保存事業 ○文化財基礎調査事業 ○文化財普及事業 ○文化財収蔵庫・倉庫活用事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

- 地球温暖化対策の実施により CO₂の排出削減が図られていますが、継続して再生可能エネルギーなどへの取組を推進する必要があります。
- 新聞紙等有価物を回収し有効利用を図っていますが、その活動を実施している地域住民の団体が減少しています。

(2) その対策

- 太陽光・水力などの自然エネルギーや森林資源などバイオマス資源を活用した発電の導入の検討
- 地域住民・団体への支援、プラスチックごみの再資源化を企業と連携し実施し、バイオ燃料などの製造・活用の推進

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	○太陽光発電システム・太陽熱温水器設置事業 ○住宅用太陽光発電システム・太陽熱温水器設置補助事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 健全な財政運営

- 本町の財源は、地方交付税や国庫補助金などをはじめする依存財源の割合が高い状況にあります。
- 限られた財源のもとで、町民の理解と協力を得ながら諸施策を推進していくためには、健全な財政運営に取り組む必要があります。
- 町の財政運営の状況について、より分かりやすく公表し、透明性の向上が求められます。

イ 地籍調査

- 本町は、緑豊かな自然を有し、かけがえのない大自然は地球環境に大きく貢献しています。こうした中で、所有者の高齢化や転出に伴い、土地の荒廃が進み、筆界が不明瞭となっています。さらに未相続地も多く、不明地主が増加しています。
- 適正な土地管理は、行政運営上重要であるため、地籍調査の実施が必要です。

(2) その対策

ア 健全な財政運営

- 中長期的視点に立った計画的な財政運営の推進
- 公共施設や設備などの計画的な更新
- 広報みなのかや町ホームページにおける財政状況の公表

イ 地籍調査

- 計画的な地籍調査を実施

(3) 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	○公共施設等総合管理計画 ○公共施設個別施設計画 ○財政状況の公表 ○地籍調査	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設などについては、個々の施設の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本原則に沿った維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していきます。

事業計画（令和4年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	子育て世帯等定 住促進事業	子育て世帯、新婚世帯などの 定住を促進するための事業で あり、その効果は将来に及ぶ ものである。	町	
	UIJ ターン支援 事業	UIJ ターンによる就業などの 促進により町の活性化を図る ための事業であり、その効果 は将来に及ぶものである。		
	お試し居住用住 宅管理事業	町の気候風土や生活を体験す ることで移住につなげる施設 であり、その効果は将来に及 ぶものである。		
	移住相談センタ ー管理事業	移住希望者への移住相談や関 係人口づくりの拠点施設であ り、その効果は将来に及ぶも のである。		
	宅地開発促進事 業	宅地開発により町への移住定 住の促進と快適で良好なまち づくりを推進する事業であり、 その効果は将来に及ぶも のである。		
	移住就業等支援 金	移住促進及び就業・起業者の 創出に取り組む事業であり、 その効果は将来に及ぶも のである。		
	地域おこし協力 隊推進事業	地域おこし協力隊を活用し、 地域支援活動を通じて定住・ 定着につなげるための事業で あり、その効果は将来に及ぶ ものである。		
2 産業の振興	中山間地域直接 支払事業	中山間地域の農業の継続及び 耕作放棄地の減少に向けて取 り組む事業であり、その効果 は将来に及ぶものである。	町	
	奨励作物補助金	奨励作物の普及を促進するこ とで、遊休農地の活用を図り、 特産農産物の育成を進め農業 の振興を図るための事業であ り、その効果は将来に及ぶも のである。		

	遊休農地活用促進費補助金	遊休農地の解消と魅力ある農業経営を推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	明日の農業担い手育成塾	町内外からの新規参入希望者を確実に就農させること目的としており、その効果は将来に及ぶものである。		
	農業用パイプハウス設置費補助金	農業用パイプハウスを設置することで、農作物の生産、品質及び減農薬栽培を促進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	有機農業推進費補助金	有機農作物栽培の推進と家畜排せつ物のリサイクルを促進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	農業近代化資金利子補給金	農業経営の向上と生産の増強に資する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	みななの森林整備事業	小規模森林や町民の日常生活に密接な関わりをもつ里山を対象に持続的な森林整備を促進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	商工会補助金	商工会へ運営費を補助することで、町の商工業の振興を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	にぎわい創出事業補助金	飲食店の若手経営者が中心となり開催する「見本市」は、新規顧客の開拓と商業の活性化を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	住宅リフォーム資金助成事業	住宅改善による町民生活の向上と町内小規模事業者の振興を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		

	観光協会補助金	観光協会へ補助することで、観光事業者の振興と観光客の誘致を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	秩父音頭まつり補助金	秩父音頭まつりは皆野町最大の祭りであり、秩父音頭の継承と観光資源として推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	ふれあいまつり補助金	ふれあいまつりは、農林業の推進、商業・文化の振興、町民の健康と福祉の増進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	ポピーまつり負担金	ポピーまつりの継続的な開催により観光客の誘致など観光振興を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	企業誘致奨励事業	適正な企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることにより、企業誘致促進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	空き店舗等活用促進事業	町の賑わいの創出と定住人口の増加を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	サテライトオフィス利用促進事業	サテライトオフィスの利用促進を図ることで企業誘致を推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	テレワーク型企業誘致プロモーション事業	テレワーク推進により地方への新たな人の流れを創出することで企業誘致につなげるための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	ワーケーション推進事業	新たな働き方であるワーケーションを推進し、移住促進及び観光振興に取り組む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
3 地域における情報化	町情報システム共同化事業	埼玉県内 21 町村共同により情報システムを運営するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	

	テレワーク環境整備事業	働き方改革や新型コロナウイルス等の感染拡大対策のため、自宅での業務を実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ICT活用事業	ICTを活用した行政事務の電子化などを推進するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通利用券事業	運転免許証を自主返納した方に、公共交通利用券を交付する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	公共交通運行事業	公共交通の運行に関する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
5 生活環境の整備	小規模水道設置費補助金	上水道未普及地域での水道組合に対し施設改修などの補助をすることで上水の安定供給を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	し尿処理事業広域化統合事業	し尿処理を広域化することにより、住民サービスの向上を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	空家等対策計画の策定	空き家の最新の実態調査・意向調査を行い、現状を把握し、地域の実情を反映した計画が必要であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	斎場費負担金	秩父広域市町村圏組合斎場に係る経費を負担することで、広域的な斎場運営を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	清掃費負担金	秩父広域市町村圏組合清掃事業に係る経費を負担することで、持続的な処理を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	下水道費負担金	皆野・長瀬下水道組合の下水道事業に係る経費を負担することで持続的な処理を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		

	浄化槽一般管理事業	浄化槽の一般管理を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ごみ軽量化事業	家庭から排出されるごみの量を削減することを目的とし、併せて資源化の促進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	常備消防費負担事業	住民の安心安全のために貢献する秩父消防本部の常備消防力を維持するための経費を負担することで、広域的な常備消防力の向上を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	非常備消防費負担事業	地域の安心・安全を守る皆野町消防団の活動支援のための経費を負担することで、町の消防力・防災力を向上させる事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	防災対策事業	防災時に必要な物資及び防災施設の維持管理を行うとともに、防災訓練を実施することにより防災力の強化と防災意識の高揚を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	防災会議運営事業	円滑な防災活動を行うため、皆野町地域防災計画の実施を推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	防災行政無線管理事業	災害時の重要な情報伝達手段となる防災行政無線の維持管理のために実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	戸別受信機整備事業	防災行政無線の放送が室内でも聞こえるようになるスピーカーを貸与する事業で、その効果は将来に及ぶものである。		
	防犯推進事業	安全・安心なまちづくりのために、所管の警察と連携し、日常的な防犯活動や見守り活動を推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		

	交通安全対策事業	交通事故を未然に防止し、交通安全啓発の推進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	国民保護協議会運営事業	町の円滑な国民保護活動を行うため、皆野町国民保護計画実施を推進する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	防犯灯の整備事業	夜間の犯罪の発生を防ぎ、安全に道路の通行ができるよう、町の防犯灯の新設及び修繕などの管理を適切に実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	自主防犯組織・自主防災組織の活動支援事業	各組織に対して、防災訓練時や物資の購入に係る補助金の交付や、資機材配布などの支援を行うことで、町の防犯・防災力を向上させる事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進	こども医療費助成事業	こども医療費の自己負担分を18歳まで支給することで、こどもの健全育成を図り、子育て世代の定着を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の自己負担分を支給することで、子育て世代の定着を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	保育料軽減事業	第3子以降のお子さんの保育料を無料にすることで、子育て世代の定着を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などで昼間家庭にいない児童について、安心・安全に過ごす場を提供し、健全な育成を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	地域子育て支援拠点事業	地域と家庭とのつながりを支援するために、育児中の保護者と子どもの地域交流を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		

	いきあいサロン補助金	介護予防のため、地域の公会堂などで健康体操を実施している団体に補助金を交付する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町
	緊急通報発信機設置事業	持病がある単身高齢者などの生命を守るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	お出かけタクシー事業	免許を持たない高齢者の外出を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	ねたきり重度心身障害者等紙オムツ給付	在宅の重度心身障害者及び寝たきりの老人を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	在宅重度心身障害者手当	在宅の重度心身障害者を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	ねたきり老人等手当	寝たきり老人及び重度の認知症老人を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	老人在宅福祉事業	長生クラブ連合会及び長生クラブの活動を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センターを支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	
	地域支え合い事業補助金	商工会が行うふれあい安心お助け隊サービス事業を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	

	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	心身障害者自動車燃料費助成金	心身障害者を支援するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	住民健診事業	若い世代から自分の健康に関心を持ち、主体的に健康管理や生活習慣の改善に取り組むことを目的とするための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	ウォーキング推進事業	楽しく歩いて健康増進につながるものであり、その効果は将来に及ぶものである。		
	不妊治療費助成事業	不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費の一部を支給するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	地域福祉基金	地域における保健福祉活動の振興を図るための基金の積立を行うものであり、その効果は将来に及ぶものである。		
7 医療の確保	救急医療施設費負担金	救急医療を広域で継続するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	ちちぶ定住自立圏医療分野負担金	ちちぶ医療協議会を運営するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
8 教育の振興	複式学級対応教職員の採用	児童数が減少し複式学級の発生が見込まれるが、複式学級であってもきめ細かな教育が教授できるよう、教職員を採用し、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	英語指導助手委託 (ALT)	幼稚園での外国語活動や中学校の英語授業で外国人英語指導助手 (ALT) を委託し、生きた英語力の向上を目指す事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		

	学習用タブレット更新事業	児童生徒一人1台整備しているタブレット端末の耐用年数切れに対応するため更新する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	図書購入基金積立	図書室の蔵書の充実のため基金の積立を行うものであり、その効果は将来に及ぶものである。		
	学校教育施設整備基金積立	学校施設設備の老朽化などに対応するための基金の積立を行うものであり、その効果は将来に及ぶものである。		
9 集落の整備	行政区運営事業	町とのパイプ役を担う行政区長を委嘱し、行政区ごとの課題の解決を行う事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	コミュニティ推進事業	地域における環境美化、社会貢献活動などを活性化し、コミュニティ活動の推進を図るための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
10 地域文化の振興	民俗芸能記録保存事業	過疎化や高齢化の進行により失われつつある民俗芸能を記録するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	文化財基礎調査事業	俳句や秩父音頭、民具、石塔、寺社仏閣など、町の歴史や文化を知る上で重要な文化財の調査を実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	文化財普及事業	文化財調査の結果を町民に分かりやすく伝え、企画展、各種講座、文化財マップ作成などを実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		
	文化財収蔵庫・倉庫活用事業	文化財収蔵庫や倉庫の収蔵資料を活用し、一般町民や小中学生を対象に、民具を用いた「出前授業」や「交流・体験事業」などを実施する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	住宅用太陽光発電システム・太陽熱温水器設置補助事業	環境負荷の少ない、自然と調和した環境社会を形成するための事業であり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	公共施設等総合管理計画	公共施設やインフラ資産などを中長期的・総合的に管理するため、基本方針を示したものであり、その効果は将来に及ぶものである。	町	
	公共施設個別施設計画	公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の運営方針等を示したもので、その効果は将来に及ぶものである。		
	財政状況の公表	町の財政運営状況の透明性を向上するものであり、その効果は将来に及ぶものである。		
	地籍調査	土地1筆ごとに所有者、地番、地目及び境界を調査し、正確な図面（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する事業であり、その効果は将来に及ぶものである。		